

市民の皆さんが市役所に提出する書類 約 1,000 件を対象に押印を見直します

1 目的

市では、これまで約 1,300 件の書類について押印を求めてきましたが、市民の負担を軽減して市民サービスの向上を図るとともに、今後の行政手続のデジタル化及びオンライン化へスムーズにつなげるため、押印を求める慣行を見直すこととしました。

2 見直しの内容

原則として、押印を廃止します。

市民が市役所に提出する書類のうち、押印を求めている全ての書類を対象にその必要性を検討した結果、法令等に押印の根拠があるものを除き、約 1,000 件の書類について、押印を廃止することとしました。

なお、書類によっては、申請者等の意思確認をするため、「署名（自分の氏名を手書きすること）」又は「記名押印（自分の氏名を印字又は代筆により記すこと）」を求めるものがあります。

区分	件数	見直しの内容
法令等に押印の根拠がない書類	962 件	押印を廃止
署名が必要な書類	716 件	
押印・署名とも必要がない書類	246 件	
法令等に押印の根拠がある書類	197 件	法令等の改正に合わせて今後見直しを実施
請求書、契約書等の書類	78 件	今後見直しを検討
計	1,237 件	

<書類の一例>

◇押印を廃止する書類

窓口関係	住民基本台帳閲覧申出書	福祉関係	日常生活用具給付申請書(障がい)
	児童手当、国民健康保険、福祉医療費に係る各種申請書等		高齢者タクシー乗車券交付申請書
			児童扶養手当現況届
税関係	市税に関する各種申請書等		保育所等入所申込書
財務関係	補助金等交付申請書	経済関係	みやげ品登録申請書
	事後審査型一般競争入札参加申請書		農道・水路占用許可申請書
	寄附申出書	建設関係	道路占用(許可申請・協議)書
衛生関係	一般廃棄物処理業許可申請書	教育関係	学校施設使用許可申請書
	墓地使用許可申請書		幼稚園等の利用給付認定申請書

◇押印を継続する書類

- ・個人番号カード交付申請書、生活困窮者住居確保給付金支給申請書等の国で様式を定めているもの
- ・請求書、契約書等の会計処理に必要なもの

3 見直しの実施時期

令和3年4月1日から実施